

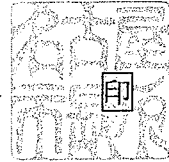
行政文書一部公開決定通知書

29 観名整第 82 号
平成 29 年 11 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年11月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会 北垣座長からの文書 (別添のゲラ刷りを除く)	
行政文書の公開の日時 及び場所	日時	平成29年11月21日 午前 4時00分 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎1階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	公にすることにより、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議にかかる事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号)	
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127

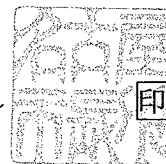
行政文書非公開決定通知書

29 観名整第 81 号
平成 29 年 11 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年11月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成 29 年 10 月 13 日開催「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 (第 24 回)」での瀬口座長発言に対し、石垣部会から瀬口氏に送られた書簡
公開しない理由	請求のあった行政文書を取得しておらず不存在のため。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127)



名古屋城総合事務所
所長 西野輝一様

[Redacted content]

[Redacted text block]

2017年10月16日

北垣聡一郎 (石垣部会を代表して)